

「憲法改正」のねらいとは？

「戦争する国づくり」って本当なの？

9条の改定が最大のねらい

改憲派の最大のねらい、それが憲法9条改定にあることは、はっきりしています。

実際、「自民党新憲法草案」は、第9条を改定し、「自衛軍を保持する」ことを明記。そしてその「自衛軍」は、「国際社会の平和及び安全の確保のために国際的に協調して行われる活動…を行うことができる」としています。

これは「自衛軍」が海外で「アメリカと肩を並べて」戦争することに道を開くものです。

これまで政府は、自衛隊は憲法9条の禁じる「戦力」≠軍隊ではない。「自衛のための必要最小限の実力」だ、と説明してきました。

アメリカと共に海外で戦争

そのため、次のようなことはできません。くり返し明言してきました。

一つは、「海外派兵、武力行使の目的をもって武装した部隊を他国の領土、領海、領空に派遣すること」。

もう一つは、同盟国（＝アメリカなど）に対する攻撃を自国への

攻撃とみなして参戦する「集団自衛権の行使」。

三つ目は「武力行使を伴う国連軍への参加」です（工藤敦夫内閣法制局長官、90年10月24日の答弁）。

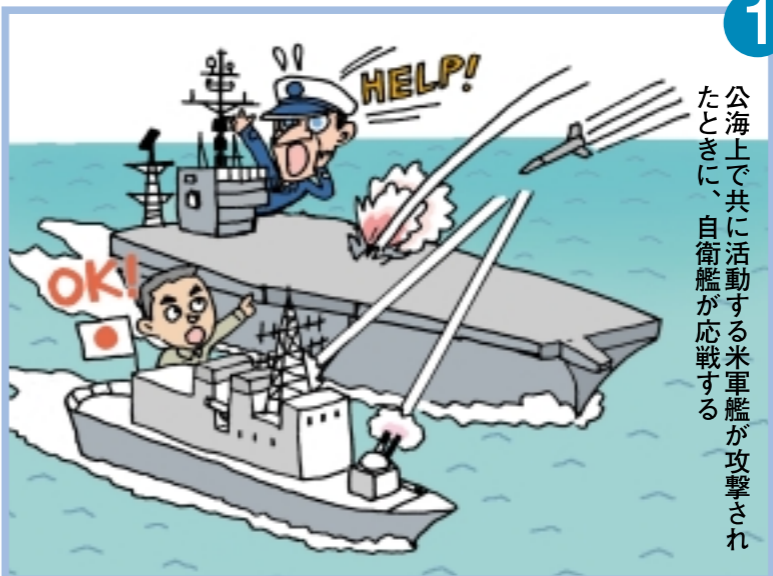
自民党の改憲案は、この制約を一気に取り払い、手をふって海外で戦争のできる国にすることをめざすものなのです。

アメリカと共に海外で戦争できる国にする——その執念は、「明文改憲」以前にも憲法の「解釈」を変えて、「集団的自衛権」を行使できるようにしてしまおうという、安倍首相のたくらみに、くつきりと示されています。

まさにそれは…アメリカの戦争に参加するものばかり！

（安倍首相が検討対象としてあげた「4類型」）

1



公海上で共に活動する米軍艦が攻撃されたときに、自衛艦が応戦する

3



イラクなどに派遣された自衛隊が、一緒に活動する他国の軍隊が攻撃を受けたときに、そこに駆けつけ応戦する

2



米本土に向かう弾道ミサイルを自衛隊が迎撃する

4



イラクなどに派遣された自衛隊が、一緒に活動する他国の軍隊に対し、武力行使と一体化した補給、輸送、医療などの支援を行う

●首相の「有識者懇」が「解釈改憲」で可能にしようとする
●「集団的自衛権」行使の中身とは？
安倍首相は、「集団的自衛権」の行使を禁じている現在の憲法解釈を見直すために、「有識者」による「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」（「安保法制懇」）なるものを設置。
この「安保法制懇」のメンバー13人は、すべて安倍首相に近い人々ばかり。秋までに結論を出そうとしています。これによって、右に見るような活動を可能にしようとしています。それはすべて、アメリカの戦争に武力行使をもって参加する活動です。
しかし、仲間内で勝手に「憲法解釈」を変えて、アメリカの戦争に参戦することに道を開く——こんなことは絶対に許されないことです。

PICK★UP

「解釈改憲」なんてもってのほか!

- ◆「政府の解釈変更によって憲法の根幹部分を変えることができるのなら、憲法はないに等しい」
（田中秀征元経済企画庁長官、7月6日付「沖縄タイムス」）
- ◆「これまで内閣が国会と議論を重ね、一貫した憲法解釈を掲げてきた。そういう状況下で、突然、ある内閣が憲法解釈を変えることはできない」
（坂田雅裕前内閣法制局長官、4月27日「読売新聞」）

民主も、公明も、財界も憲法9条改定派

- ◆民主党
05年の「憲法提言」では、「自衛権を明確にする」として集団的自衛権の行使に道を開き、国連の軍事活動参加で「武力の行使を含む」と明記。
- ◆公明党
「3年後をめどに加憲案をまとめる」。9条に第3項を加え、「自衛隊」と「国際貢献」を明記することを検討。
- ◆日本経団連「希望の国、日本」(07年1月1日)
「自衛隊が国際社会と協調して国際平和に寄与する活動に貢献・協力できる旨を、憲法上、明示する必要性が高まっている」。「経団連は2010年代初頭までに憲法改正の実現をめざす」

参院選で国民はNOの審判

7月末の参議院選挙で、自民党は公約のトップに「3年以内の憲法改正発議」を掲げました。しかし結果は、安倍政権与党の自民、公明両党が大敗し、野党が参院で過半数を占める結果に。
投票直後の世論調査では、安倍政権の「憲法改正に共感できるか」の質問に、61・9%が「できない」と答えています（TBS系テレビネットワーク）。改憲NOの審判は明確です。